

## 入札説明書

林野庁東営宿舎1号棟専有部給排水設備改修工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和4年10月14日
- 2 契約担当官等 支出負担行為担当官  
林野庁長官 織田 央
- 3 担当部局 〒100-8952 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
林野庁国有林野部管理課福利厚生室施設営繕班  
電話 03-3502-0746
- 4 工事概要
  - (1) 工事名 林野庁東営宿舎1号棟専有部給排水設備改修工事
  - (2) 工事場所 東京都江東区東陽6-2-18
  - (3) 工事内容 別紙図面及び別冊仕様書のとおり
  - (4) 工期 令和5年3月3日まで
  - (5) 建物概要 RC造4階建 延べ面積2,016㎡
  - (6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の対象工事である。
  - (7) 本工事は、入札に参加しようとする者に対し、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料及び加算点を付与するのに必要な証明書類の写し（以下「資料等」という。）の提出を義務付けるものとする。
  - (8) 本工事は、落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の規定に基づいて作成した基準を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を実施するものである。
  - (9) その他
    - ① 本工事の入札に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の提出、入札等は、電子入札システムにより実施することができる。
    - ② 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争（指名競争）参加資格審査申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したICカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。
- 5 競争参加資格
  - (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 大臣官房参事官（経理）又は林野庁における対象工事種別に係る令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者業者のうち、「建築一式工事」又は「管工事」（以下「指定工種」という。）でB、C又はD等級の認

定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、農林水産省大臣官房参事官（経理）（以下「参事官（経理）」という。）が別に定める手続に基づいて一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く）でないこと。

(5) 同種工事の施工実績を有すること。

① 平成19年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有することとする。

② 同種工事とは、以下のアからオまでの要件を満たす建築一式工事の新設、増設及び改修工事の施工実績とする。

なお、公共工事については、工事成績評価表の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

ア 用途：不問

イ 規模：不問

ウ 構造：RC造又はSRC造

エ 給水設備又は排水設備改修工事を含むこと。

オ アからエまで同一工事であること。

③ 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他、工事概要（用途・構造・階数・延べ面積等）を記載する。

④ 共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもので、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限る。

(6) 本工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 平成19年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、上記(5)の要件を満たす同種工事の経験を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、1人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、同種工事の従事経験については、様式2号の1（企業）に記載した工事以外の工事に係る従事経験であっても差し支えないものとする（会社間の異動等があつた者については、現会社以外での実績も対象とする。）。

また、公共工事については、工事成績評価表の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

② 主任技術者又は監理技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号に該当するものであること。なお、建設業法に示す実務経験とは「建築工事業」とする。

また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（建築工事業）及び監理技術者講習修了証（平成16年2月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者は、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。）を有する者又は建設業法第15条第2号で定める者であること。

③ 主任技術者又は監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が競争

参加資格確認申請書受付日以前に3ヶ月以上あること。なお、監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断できない場合には、健康保険被保険者証の写しを添付できること。

- ④ 主任技術者又は監理技術者の共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもので、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限る。
- ⑤ 主任技術者又は監理技術者は、申請時において、他の工事に従事している場合は、工事名、発注機関名、工期、従事役職及び本工事と重複する場合の対応措置を記載する。
- (7) 本工事に経常建設共同企業体として資料等を提出した場合、その構成員は単体として資料等を提出することはできない。
- (8) 申請書及び資料等の提出期限の日から開札の時までの期間に、参事官（経理）又は林野庁長官から「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 参事官（経理）又は林野庁長官が発注した工事で指定工種に属するもののうち、平成29年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
  - ① 資本関係  
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。
    - ア 親会社と子会社の関係にある場合
    - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - ② 人的関係  
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
  - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、参事官（経理）又は林野庁長官に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 提出された施工計画が適正であること。
- (13) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
  - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

- ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

## 6 総合評価に関する事項

### (1) 評価項目

- ① 企業に関する項目
- ② 配置予定技術者に関する項目

### (2) 総合評価の方法

#### ① 標準点と加算点の付与

競争参加資格を有すると認められた入札参加者全てに標準点（100 点）を与え、さらに、加算点を付与するのに必要な証明書類の写しを基に、上記（1）を評価して加算点を与える。配点は後述する②のとおりとする。

#### ② 評価基準と加算点

「加算点」の算出方法は、上記（1）評価項目（①企業に関する項目、②配置予定技術者に関する項目）について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値が最も高い者に 30 点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

「加算点」＝「当該者の評価点合計値」／「競争参加資格確認者の中で最も高い評価点合計値」×30

ア 企業に関する項目

評価項目		評価基準	配点	得点
A 指定工種の工事成績	平成 29 年 4 月 1 日以降に完成した公共工事（建築一式工事又は管工事）の工事成績評定点（平均）	75 点以上。	5.0	/12.0
		71 点以上 75 点未満。	4.0	
		68 点以上 71 点未満。	3.0	
		65 点以上 68 点未満。	2.0	
		65 点未満又はなし。	0.0	
B 指定工種の施工に関する表彰実績	平成 29 年 4 月 1 日以降の優良工事表彰の受賞実績	指定工種（建築一式工事又は管工事）に係る優良工事表彰の受賞実績あり。	1.0	
		実績なし。	0.0	
C 地域への貢献活動	平成 29 年 4 月 1 日以降の近隣地域内の災害協定等に基づく活動実績又は企業としてのボランティア活動による表彰実績等	実績あり。	1.0	
		実績なし。	0.0	
D 地域精進度	当該工事実施近隣地域内（都内）に本社（本店）を有していること。	本社（本店）あり。	1.0	
		本社（本店）なし。	0.0	
E ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組	次に掲げるいずれかの認定を受けている企業は加点する。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定等） ・次世代法に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定） ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）	認定を受けている。	1.0	
		認定を受けていない。	0.0	
F 同種工事の施工実績	平成 19 年 4 月 1 日以降に、元請として完成・引渡しが完了した、同種工事の施工実績	公共機関の施工実績あり。	1.0	
		民間発注等からの施工実績あり。	0.0	
G 賃上げの実施を表明した企業等	・大企業は、事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人あたりの平均受給額を 3%以上増加させる旨、従業員に表明しているかの有無。 ・中小企業等は、事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を 1.5%以上増加させる旨、従業員に表明しているかの有無。	表明している。	2.0	
		表明していない。	0.0	

イ 配置予定技術者に関する項目

評価項目		評価基準	配点	得点
A 指定工種の配置予定技術者の保有資格	配置予定技術者の資格取得後の経験年数	監理技術者資格者証の取得後 10 年以上経過。	1.0	/6.0
		配置予定技術者の保有資格が上記以外の者である。	0.0	
B 同種工事の配置予定技術者の従事経験	配置予定技術者の平成 19 年 4 月 1 日以降に完成・引渡した同種工事の従事経験	主任技術者又は監理技術者としての従事経験あり。	2.0	
		上記以外の役職での従事経験あり。	0.0	
C 指定工種の配置予定技術者の工事成績	主任技術者又は監理技術者として従事した工事（指定工種に限る。）の平成 29 年 4 月 1 日以降の工事成績評定点（平均）	75 点以上。	2.0	
		65 点以上 75 点未満。	1.0	
		65 点未満又はなし。	0.0	
D 指定工種の配置予定技術者に係る表彰実績	平成 29 年 4 月 1 日以降の指定工種に係る優良工事技術者表彰の受賞実績	受賞実績あり。	1.0	
		受賞実績なし。	0.0	

得点合計	/18.0
------	-------

- ③ 入札価格及び上記②による評価に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①及び②により得られる標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。

**【参考】**

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

- ④ 落札者の決定方法については、後述する 12（4）によることとする。

## 7 申請書及び資料等の提出

- (1) 支出負担行為担当官は、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、また、総合評価における加算点の付与に関することのため、参加希望者から申請書及び資料等の提出を求める。

提出期限までに申請書及び資料等を提出しない者並びに支出負担行為担当官が競争参加資格が無いと認めた者は、当該競争に参加することができないものとする。

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参又は郵送すること。

**【電子入札システムによる提出の場合】**

- ① 提出期間：令和4年10月17日から令和4年11月1日までの休日を除く毎日午前10時00分から午後4時00分まで。

- ② 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」（別記様式1）、「競争参加資格確認資料」（表紙1及び2並びに別記様式2から7まで）をそれぞれ添付し提出すること。ただし、技術提案書等のファイルの合計容量が3MBを超える場合には、持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること（いずれも締切日時必着）。持参又は郵送で提出する場合には、必要書類の一式を持参又は郵送するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送により提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムより、技術提案書等として送信すること。

ア 持参又は郵送する旨の表示

イ 持参又は郵送する書類の目録

ウ 持参又は郵送する書類のページ数

エ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

持参又は郵送の場合の提出先は次のとおりとする。

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

林野庁国有林野部管理課福利厚生室施設営繕班

電話：03-3502-0746

- ③ ファイル形式：

電子入札システムにより提出する技術提案書等のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

・Microsoft Word（Word2016形式以下での保存）

- ・ Microsoft Excel (Word2016 形式以下での保存)
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル LZH 形式

【紙入札方式による提出の場合】

- ① 提出期間：令和4年10月17日から令和4年11月1日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前10時00分から午後4時00分まで。ただし午前12時00分から午後1時00分までの間を除く。
  - ② 提出場所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
林野庁国有林野部管理課福利厚生室施設営繕班  
電話 03-3502-0746
  - ③ 提出方法：申請書及び資料等の提出は、上記②に持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。ただし受付期間内必着のこと）により提出するものとする。
  - ④ 提出部数：2部（正1部、副1部）
- (2) 申請書は、様式1号により作成すること（なお、作成に当たっては、別添の「施工計画提案書等作成の手引き」を参照すること）。
  - (3) 資料等は、以下により作成すること（なお、作成に当たっては、別添の「施工計画提案書等作成の手引き」も参照すること）。
    - ① 施工実績  
上記5（5）に掲げる事項を確認できる同種工事の施工実績（実績が多数の場合は2件までとする。）について、様式2号の1（企業）により作成すること。
    - ② 配置予定の技術者  
上記5（6）に掲げる事項を確認できる配置予定の技術者の資格及び同種工事の従事経験（代表的なもの）及び申請時における他の工事の従事状況等について、様式2号の2（配置予定技術者）により作成するとともに、その資格要件及び従事内容について確認できる書類を提出すること。  
なお、配置予定の技術者は、一つの工事に複数の候補技術者を配置予定すること（各配置予定技術者とも全ての資格等要件を満たす場合に限る。）又は同一の技術者を重複して複数工事に配置予定することは差し支えないものとする。
    - ③ 契約書等の写し  
様式2号の1及び2、様式3号並びに様式4号に記載した工事に係る契約書等の写し（契約条項は不要。ただし、同種工事としての要件を満たしていることを確認するために必要となる最小限の図面等は添付すること。）、様式4号に記載した、配置予定の技術者の資格及び同種工事の従事内容を証明する書類を提出すること。  
ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、工事カルテの写しを提出することにより、契約書の写し等の提出に代えることができる。なお、工事カルテ等で配置予定技術者及び公募条件が確認できない場合は、当該事項が確認できる資料を提出するものとする。  
また、様式3号の2及び様式4号の1の指定工種の工事成績については、平成29年4月1日以降に元請けとして工事が完成し、引渡しが済んでいるものだけに限り記載することとし、公共機関が発注した工事の工事成績評定通知書の写し

を提出すること。

④ 加算点を付与するのに必要な証明書類の写し

参加希望者は、上記6(2)②に掲げる評価基準に基づき、支出負担行為担当官が加算点を付与するのに必要な様式3号から様式8号までに必要な事項を記載したものを提出するとともに、各種証明書類の写しを適宜提出すること。

(4) その他

- ① 申請書及び資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料等を、競争参加資格の確認及び総合評価における加算点の付与に関する以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料等は返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料等の差替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料等に関する問合せ先  
林野庁国有林野部管理課福利厚生室施設営繕班  
電話 03-3502-0746

8 競争参加資格の確認

- (1) 支出負担行為担当官は、申請書及び資料等の提出者の競争参加資格の有無について確認を行う。ただし、申請書及び資料等の提出者が申請書及び資料等の提出期限の日において上記5(3)の認定を受けていない場合において、競争参加資格のうち上記5(1)、(2)及び(4)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記5(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認する。
- (2) 上記(1)の確認は、申請書及び資料等の提出期限の日をもって行う。ただし、上記5(8)の指名停止については、申請書及び資料等の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認する。
- (3) 競争参加資格の確認の結果は、令和4年11月4日までに通知する。

9 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、令和4年11月11日までに、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求められることができる。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合においては、書面(様式は自由)により行うこと。
- (3) 提出先は、上記3に同じ。
- (4) 支出負担行為担当官は、上記(1)の説明を求められたときは、令和4年11月14日までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

10 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い、書面により提出すること。
  - ① 提出期間：令和4年10月17日から令和4年11月11日まで。  
持参する場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで。ただし、午前12時00分から午後1時00分までの間を除く。
  - ② 提出場所：上記3に同じ。

③ その他：書面は持参又は郵送（提出期限内に必着）により提出するものとする。

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 期 間：令和4年10月17日から令和4年11月14日までの行政機関の休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで。ただし、午前12時00分から午後1時00分までの間を除く。

② 場 所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
林野庁国有林野部管理課福利厚生室施設営繕班

## 11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：納付。納付額は請負代金額の10分の1以上とする。（保管金の取扱店みずほ銀行本店）

ただし、金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができるとともに、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 12 入札の執行等

(1) 入札・開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 日 時 令和4年11月15日 午後2時00分

② 場 所 〒100-8952

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

林野庁入札室（本館ドア番号：766）

③ 提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。ただし、郵送による入札書の受領期限は、令和4年11月14日（入札日前日）午後5時00分までに提出又は上記3必着。）すること。

電子入札システムにより提出する場合は、令和4年11月15日午後1時30分までに提出すること。

④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑤ 競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

(2) 第1回の入札に際しては、入札参加者に第1回の入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

なお、工事内訳書の様式は任意であるが、数量、単価、金額については、必ず記載すること。

① 工事費内訳書の提出方法

工事費内訳書の様式は、別途示す指定した設計書の項目に第1回の入札書に記載される金額を記載して、第1回の入札時に提出すること。なお、郵送

による入札の場合は、入札書とは別封筒にて郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）すること。

また、入札時において、上記とは別に積算参考資料に準じた工事費内訳書の提出を求めることがあるので、持参すること。

- ② 工事費内訳書は、返却しない。
  - ③ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
  - ④ 工事費内訳書が、別表各項に掲げる場合に該当するものについては、入札心得第8条第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。
  - ⑤ 工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。
- (3) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。
- (4) 落札者の決定方法
- ① 入札参加者は、次のア及びイの要件に該当する者のうち、上記6(2)の③によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予決令第79条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。  
ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。  
イ 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。
  - ② 上記①において、評価値が最も高い者が2人以上いるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
  - ③ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成した基準を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査に協力しなければならない。

### 13 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において、上記5に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

### 14 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

### 15 再苦情申立て

- (1) 上記9の(4)の回答において、競争参加資格がないと認めた理由に不服がある者は、当該回答において示す期間までに、書面により支出負担行為担当官に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

再苦情申立てについては、入札等監視委員会が審議を行う。

- (2) 再苦情申立ての受付窓口及び手続き方法を示した書類等の入手先

16 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得及び工事請負契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料等に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格がないものとするとともに、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、資料等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の10分の2以内とする。
- (6) 違約金について

本契約に関し、請負者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- ① 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- ② 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- ③ 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- ④ 本契約に関し、請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- ⑤ 請負者が上記16の(6)の①から④までの違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

- (7) 資料等のヒアリングについて  
支出負担行為担当官が必要と認めたときは、資料等のヒアリングを実施することがある。なお、日時等の詳細については、別途通知する。
- (8) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認めないこととし、承認を受けて変更する場合は、上記5の(6)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定

技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

- (9) 当該手続等についての問合せ先 上記3に同じ。
- (10) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで利用することができる。
- (11) 障害発生時、電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

**【システム操作・接続確認等の問合せ先】**

農林水産省電子入札センターヘルプデスク

受付時間：午前9時から午後4時（午前12時から午後1時までを除く。）

電話：048-254-6031

F A X：048-254-6041

メールアドレス：help@maff-ebic.go.jp

- (12) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (13) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を電子メールにより送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。

別表 工事費内訳書の提出について

1 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の工事費内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	工事費内訳書に押印が欠けている場合
	(6)	工事費内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の工事費内訳書が添付されている場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		